

市外通学者給食費助成金 Q & A

|    |   |   |
|----|---|---|
| 1  | Q | 小中学校以外で補助の対象となる学校はありますか？  |
|    | A | 「義務教育学校」、「中等教育学校（前期課程）」「特別支援学校（小学部・中学部）」が補助の対象となります。  |
| 2  | Q | 補助の対象から除外される学校はありますか？   |
|    | A | 学校教育法第1条に規定する学校に該当しないもの、例えば「海外現地校」や「インターナショナルスクール」などは、補助の対象から除外されます。  |
| 3  | Q | 住所要件は、保護者・児童生徒両方該当が必要ですか？   |
|    | A | 「古河市内に住所を有すること」とする住所要件の対象者は、保護者のみになります。   |
| 4  | Q | 保護者が古河市内在住、児童生徒が古河市外在住の場合、補助対象となりますか？   |
|    | A | 対象児童生徒が、古河市外の寮などの場合が想定されますが、保護者が対象児童生徒と別居している場合であっても、扶養している場合は、対象となります。<br>※児童生徒が在籍する学校で、学校給食の提供があることが必要です。 |
| 5  | Q | 私立学校で、学校給食を実施している場合、補助対象となりますか？   |
|    | A | 公立学校、私立学校の区別なく、補助要件に該当すれば、対象となります。  |
| 6  | Q | 令和7年7月1日に古河市に転入しました。いつから補助対象となりますか？   |
|    | A | 古河市に住所を有した令和7年7月1日以降で、学校給食費の支払いをした部分が補助の対象となります。<br>※基準日の令和8年3月1日に古河市内に住所があることが必要です。                        |
| 7  | Q | 令和7年10月1日に古河市から転出しました。補助対象となりますか？   |
|    | A | 基準日の令和8年3月1日現在に、保護者が古河市内に住所を有すること、とする要件に該当しないため、補助対象なりません。  |
| 8  | Q | 在籍する学校で学校給食がなく、弁当を持参しています。補助対象となりますか？   |
|    | A | 在籍する学校で学校給食があることが要件となるため、補助対象外です。   |
| 9  | Q | 在籍する学校で学食を食べています。補助対象となりますか？  |
|    | A | 在籍する学校で学校給食があることが要件となるため、補助対象外です。   |
| 10 | Q | 在籍する学校で給食弁当を食べています。補助対象となりますか？  |
|    | A | 在籍する学校で証明がされる場合に限り、学校給食に準じたものとして取扱い、補助対象とします。   |
| 11 | Q | 食物アレルギーがあるため学校給食を食べずに、弁当を持参しています。市外通学者給食費助成金を申請できますか？   |
|    | A | 学校給食費の支払いがないため、食物アレルギー等支援金で申請いただくことになります。   |
| 12 | Q | 食物アレルギーがあり、一部のおかずを食べずに、自宅からおかずを持参して食べていますが、学校給食費は毎月負担しています。食物アレルギー等補助金、市外通学者給食費助成金、どちらの申請をすればよいですか？         |
|    | A | いずれか一方、有利な方を選択して申請してください。   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 13 | Q | 学校給食費について特別支援教育就学奨励費補助金で全部補助を受けています。対象になりますか。  |
|    | A | 学校給食費の支払いがあっても、国・県等から全額補てんされる場合には、対象外となります。※生活保護により全額補助を受ける場合も同様に、対象外となります。  |
| 14 | Q | 学校給食費について特別支援教育就学奨励費補助金で半分補助を受けています。どう計算すればよいですか。  |
|    | A | (計算例)<br>保護者の学校給食費の支払いが年間 50,000 円で、特別支援教育就学奨励費補助金として半分の 25,000 円が補助される場合（中学 1 年生の場合）<br>①給食費支払額 50,000 円 - 補助金 25,000 円 = 保護者実質負担額 25,000 円<br>②1 食当たり単価 240 円 × 学校給食実施回数 196 回 = 補助額上限 47,040 円<br>↓<br>①・②のうち、いずれか低い方の額…補助金額 25,000 円 |
| 15 | Q | 上限額を超えないかぎり申請できますか？  |
|    | A | 給食費の支払いがあれば対象となります。但し、国・県等の補助により全額補てんされる場合は除きます。   |
| 16 | Q | 申請者（保護者）と口座名義人は、同じでなければなりませんか？   |
|    | A | 申請者（保護者）と口座名義人は、同一の者をお願いします。   |
| 17 | Q | 振込先が分かる書類は、キャッシュカードの写しでもいいですか？   |
|    | A | 銀行名、支店名、口座番号、名義が分かれば、キャッシュカードの写しでも大丈夫です。   |
| 18 | Q | 振込先の金融機関は、ネット銀行でも大丈夫ですか？   |
|    | A | ネット銀行でも問題ありません。  |
| 19 | Q | 通帳を持っていません。現金で受け取ることはできますか？  |
|    | A | 現金で受け取ることはできないため、通帳を必ず作成してください。  |
| 20 | Q | 通帳の名義を変更しました。どうすればいいですか？   |
|    | A | 補助金を振り込むことができないため、変更後の通帳の写しをセンターへ直ちに提出してください。  |